

殻付き鶏卵生産衛生管理システム(養鶏場)

生産衛生管理区分		No.	認 証 基 準〔別表第3-1(5)(6)(7)〕
施設・設備の構造の要件	施設	1. 1	鶏舎、飼料保管施設、集卵施設、卵の保管施設は、隔壁などにより他の施設から区画されていること。
		1. 2	飼料保管施設、廃棄物保管施設、集卵施設、卵の保管施設は、ねずみ、衛生害虫等から防ぐ構造であること。
		1. 3	施設は防そ対策を講じること。また、対策の内容を示した「衛生動物・衛生害虫防除マニュアル」が作成されていること。
	設備	1. 4	施設で、水道水以外の水を使用する場合は、殺菌用消毒装置又は浄化装置が備えられていること。
施設・設備の保守・衛生管理	施設	2. 1	「雛導入前の鶏舎の洗浄・消毒マニュアル」が作成され、実施方法、使用薬剤名とその濃度が示されていること。
		2. 2	鶏舎、飼料保管施設、卵保管施設、作業員更衣室、トイレ等は、整理・整頓され、定期的に清掃を行うこと。
		2. 3	卵の保管施設を設けている場合は、定期的に消毒を行うこと。使用薬剤名及びその濃度が示されていること。
		2. 4	清掃・消毒の記録には、実施日、実施者名、清掃・消毒場所の名称、清掃・消毒の結果が含まれていること。
	設備	2. 5	消毒装置又は浄化装置を設置している場合は、その装置が正常に作動しているかどうかを毎日点検すること。
	水	2. 6	前洗卵(最終洗卵を除く)を行う場合は、原則として流水式で行い、水道水以外の水を使用する場合は、年1回以上、飲用適格の水(食品衛生法施行条例施行規則第16条別表第2と同等以上の検査に適合)であることを確認すること。循環式で使用する洗卵水は、加熱した上で使用し、頻繁に交換すること。
衛生管理 機械・器具の保守	機械器具	3. 1	機械・器具類の保守点検方法、実施頻度が示されていること。記録には、実施日、実施者名、機械・器具類の名称、点検の結果が含まれていること。
		3. 2	計測機器の校正及び保守点検について、その実施日、実施者名、機器の名称、校正の結果が記録されていること。
雛等の受け入れ要件と管理	雛	4. 1	雛は、サルモネラ属菌の検査を定期的に行っている種鶏場等由来の雛で、その検査結果が陰性であることを確認し、入雛すること。
		4. 2	担当者は、入雛に立ち合い、種鶏場等の生産履歴情報を入手し、種鶏場等名、羽数、品種、孵化日、種鶏週齢、ワクチネーション、体重(任意抽出)、着死亡羽数等をチェックすること。
		4. 3	搬入時、雛は臨床的に異常がなく、異常雛及び死亡雛の割合が管理基準以下であること。異常雛及び死亡雛の割合(各羽数)、臨床症状について記録すること。
		4. 4	飼料は、サルモネラ属菌の検査を定期的に行っている工場由来の飼料で、その検査結果が陰性であることを確認できること。
		4. 5	配合されている飼料添加物または飼料添加剤の名称及び出荷制限期間を把握していること。(表示票の保存等)
		4. 6	管理担当者は、飼料の名称、入荷量、製造メーカー、製造年月日、製造ロット、受入年月日、原材料を飼料受け入れ記録の内容を保管すること。
	敷薬剤	4. 7	購入薬剤の有効期限は、十分に確保されていること。また、薬剤は専用の場所又は保管庫にて保管することとし、使用後は必ず保管場所に戻すこと。
鶏の取り扱い	飼養管理	5. 1	管理担当者は、飼養鶏が臨床的に異常がないことを毎日観察し、異常鶏及び死亡鶏の割合が管理基準以下であることを確認すること。また、毎日の異常鶏及び死亡鶏の排除の羽数が記録されていること。(CCP関連)
	薬物投与	5. 2	抗菌性物質は、獣医師の指示のもと、使用基準を遵守し、適正に投与すること。また、休薬期間を遵守すること。(CCP関連)
		5. 3	要指示薬・使用規制対象医薬品を投与した場合は、指示書等を3年間に以上保管すること。(医薬品の使用年月日、使用場所、使用対象動物の種類等の内容を含む。)(CCP関連)
	ワクチン等による予防対策	5. 4	ワクチンを使用する場合には、適切なプログラムにより、用法・用量どおりに接種(投与)すること。サルモネラについては、汚染のリスクを低減させるためにSEワクチン、CE剤等の活用に務めること。

卵の取り扱い	集卵	6. 1	集卵ベルトは作動前、死亡鶏、衰弱した鶏を除去し、また、ケージ等に卵が残存していないか等点検・確認するなど、集卵準備を適切に実施していること。
	記録保管	6. 2	集卵の担当者は、滞留卵があった場合は記録し、責任者に報告すること。この記録は、2年間以上保管すること。
	鶏卵保管	6. 3	卵の保存温度及び保管期間についての管理方法が示されていること。また、不適の場合の是正措置が示されていること。
運卵搬の	出荷	7. 1	搬送用のトレイ、コンテナ、ラック等は、出荷前までに洗浄・消毒すること。また、使用薬剤名とその濃度が示されていること。
卵出荷に関する情報	情報伝達	8. 1	原料卵や製品卵の識別管理を行うため、識別単位となるロット(同一採卵日・同一養鶏場(鶏舎単位、鶏舎群単位、養鶏場単位))を定め、鶏卵とその生産流通履歴情報との対応関係を記録していること。
		8. 2	フードチェーン各業者間(養鶏場、GPセンター、卸売業、小売業)において共有すべき情報内容や伝達方法について示され、その実施に努めること。
	表示	8. 3	適正な食品表示を行っていることが確認できること。
びの従事者等 訓練・教育	教育訓練	9. 1	「従事者の衛生教育プログラム」が作成されていること。また、実施記録(教育・訓練名、実施日時、教育・訓練の目的、教育内容)及び検査結果が2年間以上保管されていること。
その他	危機管理	10. 1	「サルモネラ陽性の場合の対応マニュアル」が作成されていること。
	内部検証	10. 2	定期的な内部監査を実施し、その結果とられた是正措置について記録をすること。また、システムの見直しを年1回以上行い、記録(実施日、実施者名、検証の結果)すること。これらの記録は、2年間以上保管すること。